

○奈良女子大学教育計画室設置要項

(平成 26 年 1 月 22 日規程第 60 号)

改正 令和 2 年 3 月 31 日規程第 128 号

第 1 (設置)

奈良女子大学に教育計画室を置く。

第 2 (目的)

教育計画室は、教育理念や教育目標に基づき、社会的要請、学生ニーズを踏まえた教育課程の編成及び見直し・改善等を行うことを目的とする。

第 3 (組織)

教育計画室は、室長、副室長、室長補佐及び室員で組織する。

- 一 室長は、副学長(教育・学生担当)をもって充て、室の業務を掌理する。
- 二 副室長は、室長が推薦し学長が指名する当該業務に習熟した教職員をもって充て、室長を補佐するとともに室長に事故がある場合に室長の職務を代行する。
- 三 室長補佐は、学務課長をもって充て、室長を補佐する。
- 四 室員は、次に掲げる者をもって充て、専門分野を持ち部門を主宰するとともに室会議に参加する。
 - イ 教養教育担当教員 1 名
 - ロ 外国語教育担当教員 1 名
 - ハ IT 教育担当教員 1 名
 - ニ キャリア教育担当教員 1 名
 - ホ 資格教育担当教員 1 名
 - ヘ 教員養成カリキュラム担当教員 1 名
 - ト 各学部及び人間文化総合科学研究科(以下「各学部等」という。)の対応委員会の委員長
 - チ その他室長が必要と認めた者

第 4 (任命)

第 3 第四号の室員は、部局長の協力を得て室長の推薦に基づき学長が任命する。

第 5 (任期)

第 3 第四号の室員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 (業務)

教育計画室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 学部・大学院における教育の基本方針に関すること。
- 二 中期目標・中期計画、年度計画のうち教育に関すること。
- 三 学部・大学院における教育の実施体制に関すること。
- 四 教育計画室に置く各部門における検討事項の取りまとめ及び連絡調整に関すること。

五 その他教育に関すること。

第7 (協議)

教育計画室で検討した事項のうち、室長が必要と認めたものは、部局長会議、教育研究評議会等の協議を経て実施する。

第8 (部門)

1 教育計画室には、業務を分担し検討するため、次の部門を置く。

- 一 教養教育部門
- 二 外国語教育部門
- 三 IT 教育部門
- 四 キャリア教育部門
- 五 資格教育部門
- 六 教員養成カリキュラム部門
- 七 その他必要と認める部門

2 部門は、担当室員と各学部等の対応委員会の対応委員で構成し、必要に応じ室長、副室長も参加する。

3 教育計画室が必要と認めたときは、部門に室員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 部門に関し必要な事項は部門が別に定める。

第9 (庶務)

教育計画室に関する庶務は、学務課において行う。

第10 (雑則)

この要項に定めるもののほか、教育計画室の運営に関し必要な事項は、教育計画室が定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則(令和2年3月31日規程第128号)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。